

# iDeCo加入の流れ



鈴木 英之 (ファイナンシャル・プランニング技能士)

# iDeCo口座開設の流れ

- ☑ iDeCoに加入する金融機関を選ぶ
- ☑ 金融機関の口座を開設する
- ☑ iDeCoの口座を開設する(資料請求する)
- ☑ 加入届を記載する
- ☑ 会社に証明書を発行してもらう(第二号被保険者)
- ☑ 加入届と証明書を金融機関に送付する
- ☑ 口座開設が完了する

# iDeCoに加入する金融機関を選ぶ

- ☑ 様々な金融機関がiDeCoを取り扱っています。金融機関ごとに、その特徴、取り扱う運用商品、加入時や毎月の口座管理等にかかる手数料などが異なりますので、よく比較しましょう。

※運営管理機関はiDeCoの公式サイトに一覧があります。  
<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>

The screenshot shows the 'iDeCo公式サイト' (iDeCo Official Site) page for 'Operations'. The page title is '運営管理機関一覧' (List of Management Institutions). The main content area contains the following text:

様々な金融機関がDeCoを取り扱っています。金融機関ごとに、その特徴、取り扱う運用商品、加入時や毎月の口座管理にかかる手数料などが異なりますので、よく比較しましょう。

※フェイスシートを含めた提示内容が古い場合があります。不明な点については、直接、当該金融機関の窓口までお問合せください。

※「名称」が複数表示されている金融機関がある場合、「委託元の運営管理機関名称」の表示をご確認ください。

- 表示内容が「-」の場合：「名称」に表示のある運営管理機関が、自社として提示するプランの説明
- 運営管理機関名が表示されている場合：「委託元の運営管理機関名称」に表示のある運営管理機関から委託されているプランの説明

At the bottom of the page, there are two search filters: '業態で探す' (Search by Business Type) and '運営管理機関名で探す' (Search by Management Institution Name). The '業態で探す' filter has a dropdown menu with the text '業態を選択してください' (Please select a business type). The '運営管理機関名で探す' filter has a search input field and a '検索' (Search) button.

# 金融機関の口座を開設する

- ☑ 金融機関のサイトまたは店舗にて口座を開設します。

# iDeCoの口座を開設する(資料請求する)

iDeCoの口座を申し込みすると資料が送られてきます。  
申し込みに必要な書類は以下になります。

## 第二号被保険者(会社員)

- ・個人型年金加入申出書
- ・事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書
- ・加入者月別掛金額登録・変更届(掛け金の納付月と金額を指定する場合)
- ・個人別管理資産移換依頼書(移換資産がある場合)

※第一号、第三号被保険者の場合は、事業所登...の証明書は不要です。

※公務員は「事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書」  
が「第2号加入者に係る事業主の証明書」になります。



# 会社に証明書を発行してもらおう(第二号被保険者)

## 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

国民年金基金連合会 様中 [前番号] 13062 [事業主控] 兼

### 事業所登録申請書 兼 第2号加入者に係る事業主の証明書

●必ず記入欄をご覧のうえ、ご記入ください。 ●太枠内に必要な事項をホールペーンで、はっきりと、分かり易くご記入ください。  
●毎月の掛金額には上限があります。詳しくは記入欄でご確認ください。 ●選択項目の□にはし点を記入ください。  
●訂正は、訂正部分を二重線で囲み、修正部分の両端余白に訂正事項をご記入ください。  
訂正者に応じた訂正印を押印してください。(申出者の情報欄・申出者の訂正印・事業主の情報欄・事業主の訂正印)

1. 申出者の情報

基礎年金番号 1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0

2. 掛金額区分

3. 事業主の署名および押印等

4. 企業年金制度等の加入状況

5. 申出者を使用している厚生年金適用事業所の住所・名称等

6. 連合会への「事業所登録」の有無等(複数回答可)

7. 掛金の納付方法

8. 資格取得年月日

9. 銀行口座

10. 事業主の属性

### 事業主 個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況の確認

●事業主が、下記のフローで、個人型年金への加入資格と他の企業年金制度等の加入状況をご確認ください。  
●該当項目の□にはし点を記入ください。  
●企業年金制度等の加入状況によって、個人型年金における拠出限度額が異なりますのでご確認ください。  
●加入資格がある場合は、2桁の数字(00~15)を左記の項目4の「企業年金制度等の加入状況」の番号欄にご記入ください。

申出者は60歳未満の厚生年金保険の被保険者です。 はい いいえ

個人型年金への加入資格がありません。

事業所に企業型確定拠出年金制度があります。  
※事業所に企業型確定拠出年金制度がある場合でも、私立学校教職員共済制度(長期)を実施している場合は「いいえ」にし点を記入ください。

申出者は以下のいずれかに該当します。  
●企業年金等(※1)の加入員、または加入者。  
(※1)厚生年金基金、確定給付企業年金、石炭鉱業年金基金

拠出限度額 月額 12,000円

□13 厚生年金基金  
□14 確定給付企業年金  
□15 石炭鉱業年金基金

※複数に該当する場合は、該当する中で一番数字の大きいものに、し点を記入ください。  
(例)「13」と「14」の両方に該当する場合は、「14」にし点を記入ください。

申出者は共済組合員(※2)です。  
(※2)国家公務員共済組合、地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入者

共済組合員の方は「第2号加入者に係る事業主の証明書(共済組合員用)」をご使用ください。

拠出限度額 月額 23,000円

□00 他に企業年金制度なし

申出者は企業型確定拠出年金の加入者です。

申出者は以下のいずれかに該当します。  
●企業年金等(※3)の加入員、または加入者。  
(※3)厚生年金基金、確定給付企業年金

拠出限度額 月額 12,000円

□13 厚生年金基金  
□14 確定給付企業年金

拠出限度額 月額 23,000円

□00 他に企業年金制度なし

企業型確定拠出年金規約で「加入者は個人型年金加入者になることができると定めている。

個人型年金への加入資格がありません。

申出者は以下のいずれかに該当します。  
●企業年金等(※3)の加入員、または加入者。  
(※3)厚生年金基金、確定給付企業年金

拠出限度額 月額 12,000円

□11 企業型確定拠出年金および厚生年金基金  
□12 企業型確定拠出年金および確定給付企業年金

拠出限度額 月額 20,000円

□10 企業型確定拠出年金

厚生労働省・国民年金基金連合会から事業主の方へ  
IDeCoの申込みは、法令に基づき事業主の証明が必要で、ご協力をお願いいたします。  
ご不明な点がございましたら、下記まで。  
Web: iDeCo公式サイト「内」事業主の方へ  
TEL: 国民年金基金連合会コールセンター 0570-003-105



# 記載した書類を金融機関に送付する

金融機関側で開始の手続きを実施され、iDeCoへの投資が開始される。